

# 粟国村離島患者等通院費助成事業のご案内

粟国村では、妊産婦の方や専門的な治療が必要で、長期的かつ定期的な治療が必要となる方への経済的負担を軽減することを目的として、渡航費及び宿泊費の一部を助成しています。

## 1. 助成対象者 粟国村に居住し、かつ住民登録があり、次のいずれかに該当する方。

NO	対象者	助成金対象
1	生殖補助医療を受ける夫婦	生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）を実施した夫婦。
2	一般不妊治療を受ける夫婦	一般不妊治療（タイミング療法及び人工授精）を実施した夫婦
3	妊産婦	親子（母子）健康手帳の交付を受けた方 母子保健法に基づき実施される妊婦健康診査及び産後1ヶ月目までの産婦健康診査
4	がん患者	がん(悪性腫瘍、悪性新生物等)と診断され、島外医療施設へがん治療のために通院する方
5	子宮けいがん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している患者	医師等から子宮けいがん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた方
6	小児慢性特定疾病児童等	沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証を有する方
7	指定難病患者	沖縄県が交付する特定医療費（指定難病）受給者証を有する方
8	特定疾患患者	沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証を有する方
9	上記1～7までの付添人1名	上記1～8の親権を行う者、配偶者、扶養義務者、後見人、保佐人、補助人その他難病患者等を現に監護する者であって、島外医療施設への通院に同行し、支援する者。なお、付添人は、難病患者等が未成年者若しくは要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認める者であって、粟国村が付き添いを要すると認めるものに限り、1名までを対象とする。

## 2. 申請方法

沖縄本島の医療機関にて医療を受けた日から起算して6か月以内に、「3. 申請に必要な書類」を整えて役場民生課窓口で申請してください。なお、妊産婦に関しては出産後の申請となります。

なお、各種手続き上、年度内の申請期限は2月末までとなります。3月以降の申請については、翌年度(4月以降)の助成金お支払いとなります。

### 【注意事項】

- ・本事業は沖縄本島へ通院治療される方を対象にしています。出産を含め沖縄県外の医療機関に通院する際は補助対象になりませんのでご注意ください。
- ・助成対象は、医療を受けた日から起算して6か月以内ですのでご注意ください。

### 3. 申請に必要な書類

- (1) 離島患者等通院費支援助成金申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 診断書（様式第2号）※年度毎に必要。また、受診する医療機関を変更した場合も新たに必要。妊産婦は不要
- (3) 受診した医療機関の領収書（コピー可）
- (4) 通院に係る船賃の領収書（乗船者名・乗船日・区間・運賃等がわかるもの）。  
又は、航空券の領収書と搭乗券または搭乗証明書（搭乗者名・搭乗日・区間・運賃等がわかるもの）
- (5) 通院に係わる宿泊費の領収書（宿泊者・宿泊日・人数がわかるもの）
- (6) 患者等の要件を証する書類（コピー可）※親子健康手帳、医療受給者証等
- (7) 振込希望口座の通帳写し、印鑑 ※初回申請時、又は振込口座変更の場合
- (8) 付添人の要件を証する書類（コピー可）※付添が認められた方のみ。住民票、戸籍の写し、介護被保険者証等

※ 前述の(1)～(2)の様式は役場窓口、又は粟国村ホームページからダウンロードできます。

#### 【注意事項】

- ・ 診断書は各年度に1回の提出が必要です。新年度の初回受診時に取得してください。
- ・ 年度内に受診する医療機関を変更した場合、新たに診断書を発行してもらう必要があります。
- ・ フェリー欠航等で必要な宿泊日数が増えた場合、船舶事務所にて欠航証明書を発行してもらい、申請の際にご提出ください。

### 4. 助成金の額

- (1) 航空運賃又は船舶運賃：全額 ※ 沖縄県離島住民割引が適用された運賃
- (2) 宿泊費：1泊あたり上限6,000円

※ 付添人も同様の助成額となりますが、付添人には要件がございますので、下記【注意事項】をご確認ください。

#### 【注意事項】

- ・ 付添人については、対象患者が未成年者、介護保険法における要介護若しくは要支援者又は医師が通院のために必要と認めるものであって、粟国村が付き添いを要すると認めたものに限り1名。
- ・ 島発自動車航送による通院の場合、離島住民割引が適用された船舶運賃往復相当額の助成となります。
- ・ 宿泊費は助成対象の通院に必要なものに限り、対象外の通院の宿泊費は含まれません。

その他、ご不明な点やご質問は役場民生課（098-988-2017）までお問い合わせください。